

とっとり農林水産業女子が進める 働き方改革推進事業

事業の目的

農林水産業へ従事する女性の活躍推進や女性リーダーの育成に関する取り組みを支援します。

対象者

- ◆団体：農林水産業者、農山漁村の振興を担う、3人以上の女性で組織する任意団体
 - ◆個人：農林水産業に従事する女性、就労環境整備をする農業者
- ※団体、個人ともに①家族経営協定締結者②認定農業者など要件があります。

支援の内容

<団体向け>

(支援対象経費)

未就学児童託児費用、ヘルパー等確保費用、労力軽減のためのアシストグッズ導入費用、経営コンサルティング謝金、経営参画に資する取組み等に必要な経費

①報償費 ②旅費 ③委託料 ④使用料 ⑤消耗品費 など

【補助金額・補助率】 上限50万円／1団体・1／2補助

<個人向け>

(支援対象経費)

(1)農林水産業の経営に必要な技術や資格の取得経費

①受験料 ②受講料 ③教材費 ④旅費

【補助金額・補助率】 1人年間上限15万円(1／2補助)

(2)女性が働きやすい就労環境を目指すため必要となる施設整備
更衣室、休憩室、シャワー室、トイレ等

【補助金額・補助率】 上限50万円(1／2補助(1回限り))

募集期間・問い合わせ先

【団体】第1募集：令和3年4月5日～4月20日 第2募集：令和3年5月15日～5月30日

【個人】令和3年4月5日～翌年2月末日まで随時受付(予算状況により早めに締切場合があります。)

問い合わせ先： 県庁農林水産政策課 電話：0857-26-7256 FAX：0857-26-8497